

高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化施行令」という。）、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金（以下単に「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、社会福祉法人（設立予定者を含む。）及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）に対し、予算の範囲内において保育所及び認定こども園の新設、修理、改造又は整備に要する費用（以下「整備費」という。）の一部を補助することにより、もって施設の整備拡充を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「保育所」及び「認定こども園」とは、次の表に定める施設をいう。

区分	定義
保育所	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。）・平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園
認定こども園	<ul style="list-style-type: none">・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）・認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けたもの又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項による公示がなされたもの・認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けることができるもの又は第3項の認定を受けることができるもの及び同条第11項による公示がなされ得るもの・平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼保連携型認定こども園分園・保育所型認定こども園分園・幼稚園型認定こども園分園

2 この要綱において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	・新たに保育所又は認定こども園を整備すること。
修理	大規模修繕等	・既存施設について、令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。 ・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）においては既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ②その他必要と認められる上記に準ずる工事
改造	増築 増改築 改築	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築含む。）をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
整備	老朽民間児童福祉施設整備	・社会福祉法人が設置する施設について、令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備（一部改築を含む。）をすること。

（補助事業及び補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 高槻市保健福祉施設等施設整備庁内審査会等で承認、又は報告した整備事業であること。
- (2) 整備事業を行おうとする保育所又は認定こども園の設備及び運営が、高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例、高槻市認定こども園の認定の要件及び基準を定める条例及び高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に適合すること。
- (3) 保育所又は認定こども園の整備費について、財源措置及び土地の確保が確実であり、かつ、事業の効果が十分期待できること。

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を除く。

- (1) 創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

ア 本体工事費（施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長

が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)、実施設計に要する費用)

イ 保育所開設準備費加算(保育所又は認定こども園の開設準備に必要な費用)

ウ 土地借料補助加算(新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に必要な費用(敷金を除き礼金を含む。))

エ 特殊附帯工事費(特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費)

オ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費(解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費)

(2) 大規模修繕等

ア 本体工事費(施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)、実施設計に要する費用)

イ 仮設施設整備工事費(仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費)

3 次の各号に掲げる費用については対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

(3) 職員の宿舎に要する費用

(4) その他施設整備として適当と認められない費用

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、別記「補助金算定式」により算定した額(1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。)以内とする。

(協議書の提出)

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長の指定する期日までに高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金協議書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は協議書の提出を省略することができる。

2 前項の協議書を提出する場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 理由書(別紙1)

(2) 事業計画書(別紙2)

(3) 施設の経歴等(別紙3)

(4) 財産目録及び貸借対照表

(5) 歳入歳出予算書(抄本)(別紙4)

(6) その他必要となる書類

(交付の内示)

第7条 市長は、前条の規定による協議書が提出されたときは、これを審査し、適当と認めた場合には、予算の範囲内において、協議書を提出した事業者に対して高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金内示通知書(様式第2号)により、補助金交付の内示を行うものとする。なお、原則として補助対象経費が協議時の総事業費を超えた場

合は内示を行った時の金額を補助上限とする。

(交付申請)

第8条 補助金交付の内示を受けた申請者は、高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金交付申請書(様式第3号)を市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。また、第6条第1項ただし書きにより協議書の提出を省略した場合は、第6条第2項第1号、第3号、第4号に掲げる書類を加えて提出しなければならない。

- (1) 申請額算定内訳(別紙5)
- (2) 事業計画書(別紙2)
- (3) 歳入歳出予算書(抄本)(別紙4)
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 申請者は、第1項の規定による申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して、申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)に違反していないこと。
- (2) 予算の範囲内であること。
- (3) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
- (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約手続きについては、市長が別に指示するところによること。
- (3) 補助事業の建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約の相手側及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けないこと。
- (5) 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (6) 整備計画に記載された事業を中止又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、市長の承認を受けなければならない。

- (7) 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (11) 法令等及びこの要綱を遵守すること。
- (12) 第8条第3項ただし書きの規定により交付の申請がなされた場合において、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別に定める様式により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- 2 市長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部を市に返還すべき旨の条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前2項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第11条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金交付申請取下書(様式第6号)を市長に提出することにより行わなければならない。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第13条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容のうち、次に掲げる事項について変更をしようとするときは、あらかじめ高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、補助事業の目的に変更がないものについては、この限りでない。

(1) 建物の規模又は構造(施設の機能等を著しく変更しない程度の軽微な変更である場合を除く)

(2) 建物の用途

(3) 入所定員

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金中止・廃止承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により承認をしたときは、当該補助事業者に係る補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、補助事業の変更等に伴う高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金交付決定取消・変更通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第14条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、事情変更による高槻

市就学前教育・保育施設整備費補助金交付決定取消・変更通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の適正な遂行）

第15条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第16条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

2 補助事業者は、市長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

（事業遂行等の指示）

第17条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示することができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。

3 市長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに補助事業者がとらないときは、第24条第1項第4号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を当該補助事業者へ告知するものとする。

（状況報告）

第18条 補助事業者は、補助金の対象となった施設整備事業に係る工事に着工したときは、工事着工報告書（別紙6）により工事に着工した日から5日以内に、また、工事進捗状況については工事進捗状況報告書（別紙7）により市長が定める日までに、市長へ報告しなければならない。

（実績報告）

第19条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から市長が定める期日、かつ、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日までに、高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金実績報告書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添付して、市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別紙8）
- (2) 事業費精算額算出内訳書（別紙9）
- (3) 歳入歳出決算（見込）書（抄本）（別紙10）
- (4) 補助対象経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 補助事業が翌年度にわたる場合には、当該補助金の交付の決定があった年度の翌年度の4月20日までに、高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金年度終了実績報告書（様式第11の2号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第20条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の額の確定は、前条の規定による実績報告に基づき算出された額と、第9条第1項の規定による補助金の交付決定額（第13条第4項又は第14条第1項の規定により変更した場合は、当該変更後の額とする。）とのいずれか低い額をもって行う。

（是正のための措置）

第21条 市長は、第19条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に対して指示することができる。

- 2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の交付）

第22条 市長は、次の各号のいずれかの後に補助金を交付できるものとする。

(1) 第20条の規定により補助金の額を確定したとき。

(2) 第19条第3項の規定による年度終了実績報告を受けたとき。ただし、交付金額は年度終了実績報告にて確認した年度内遂行実績の範囲内とする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（概算払）

第23条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第11条第1項の規定による通知を受けた後、高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 3 概算払により補助金の交付を受けた補助事業者は、第20条第1項の規定による通知を受けたときは、高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金精算書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。ただし、第19条第1項第1号に掲げる収支決算書その他これに類する書類に精算金額が記載され、かつ、当該精算金額と第20条第1項の規定による補助金の確定額とに相違がないときは、当該収支決算書等の提出をもって、高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金精算書を提出したものとみなす。

(決定の取消)

第24条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第10条の規定に基づく条件に違反したとき。
- (4) 第17条又は第21条第1項の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 正当な理由がなく第19条の規定による実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 第30条第4項の規定に違反したとき。
- (7) 補助事業者の責めに帰すべき事情により、当該補助事業の適正な履行が行われないと認められるとき。

2 市長は、別記「補助金算定式」に規定する「国・府要綱に基づく補助金の額」が減額となったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 第1項及び前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による取消しをしたときは、高槻市就学前教育・保育施設整備費補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第25条 補助事業者は、第13条第4項、第14条第1項又は前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

2 補助事業者は、第20条の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその確定額を超える補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該確定額を超える部分に相当する補助金の額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第26条 補助事業者は、第24条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除し

た額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

- 5 市長は、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還)

第27条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を市長に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める期日までに、当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 3 前条第4項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(他の補助金の一時停止等)

第28条 市長は、補助事業者が補助金の返還を求められ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付すべき補助金の額と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第29条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第30条 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産のうち次の各号に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書(様式第16号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が第8条第2項の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する額を市に返還した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
- (3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの

- 4 市長は、次に掲げる場合には、前項の規定による取得財産の処分の承認をするものとする。この場合において、市長は、速やかに取得財産の処分承認書(様式第17号)により当該補助事業者に通知するものとする。

- (1) 災害等により補助事業者の責めに帰することのできない理由により、当該財産が毀損又は滅失したとき。

(2) 前各号に定めるもののほか市長がやむを得ない事情があると認めるとき。

(関係書類の整備)

第31条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第20条の規定による補助金額確定通知を受けた日から10年間保存しなければならない。

(委任)

第32条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、所管部長が定める。

(経過措置)

第33条 第2条の規定にかかわらず、新子育て安心プランの期間においては、市長が認めた者についても補助の対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月24日から実施する。
- 2 この要綱の実施前に、高槻市民間保育所等整備費補助金交付要綱に基づき作成された令和5年度補助事業に係る書類については、この要綱に基づき作成された書類として取り扱う。

附 則

この要綱は、令和5年9月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日に施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日に施行する。

補 助 金 算 定 式

1 創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

単年度事業：補助金交付額＝「国要綱に基づく補助金の額」＋「市上乗せ補助額」

複数年度事業：補助金交付額＝（「国要綱に基づく補助金の額」＋「市上乗せ補助額」）×年度進捗率

(1) 「国要綱に基づく補助金の額」とは、下記により算出して得た額とする。

下記の（ア）により算出した額と（イ）により算出した額を比較していずれか少ない額に、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（以下「国要綱」という。）に定める国の負担割合を除し、3/4 を乗じて得た額

（ア）国要綱の交付基準額表に定める基準額

（イ）工事請負契約等を締結する単位ごとに、（a）第4条第2項第1号に定める対象経費の実支出額と、（b）総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に国要綱に定める国の負担割合を乗じた額。ただし、国要綱8（2）①の事業を実施する場合、保育所部分及び教育部分にわたる整備事業を実施する場合においては、保育所部分及び教育部分をそれぞれ別に算出し、それぞれの国負担割合を乗じた後に合算した額とする。

(2) 「市上乗せ補助額」とは、補助金を国要綱8（1）①ア、②ア、8（2）①ア（ア）、イ（ア）、②ア（ア）、イ（ア）、ウ（ア）により算定した場合に、本要綱第4条第2項第1号のイからオまでに規定する経費を除く基準額に10分の1を乗じて得た額とする。（教育を実施する部分を除く）

(3) 「補助金交付額」は総事業費のうち補助対象経費の3/4を限度額とし、「市上乗せ補助額」はこの範囲内で算出するものとする。

(4) (3)の規定にかかわらず、複数年度に渡る事業であって、(1)の（ア）又は（イ）により選定する方法が1か年目と2か年目以降において異なる場合であって、1か年目の方法により算出した補助金総額と比較して、2か年目以降の方法で算出した補助金総額が減額となる場合、その減額となった金額に達する金額を市上乗せ補助額として交付する。ただし、(1)の（ア）の額が1か年目より2か年目以降の方が減額となる場合は適用しない。

2 大規模修繕等

「補助金交付額」＝ 総事業費のうち、補助対象経費の3/4を乗じて得た額とする。

3 一部改築工事が伴う場合や交付申請施設が複数ある場合の「補助金交付額」の算定方法は、別途協議のうえ、行うものとする。